

2023年中山カートチャンピオンレース

特別規則書

公 示

本大会は、FIA 国際モータースポーツ競技規則・国際カート規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則・JAF 国内カート競技とその規則、さらに本大会特別規則書に従って開催される。

第1章 大会開催に関する事項

第1条 大会名称

2021年 中山カートチャンピオンレース
Max チャレンジカップカートレース
X30 チャレンジカップカートレース
四国アイランドシリーズ

開催日程・場所及びオーガナイザー

■開催日程及び場所

開催日程 別紙参考

開催場所 中山カートウェイ

■オーガナイザー 榊山陽スポーツランド

第2条 競技種目 第1種、2種車両によるスプリントレース

第3条 大会事務局・エントリー受付先

株式会社 山陽スポーツランド

〒709-0432 岡山県和気郡和気町大中山751

TEL : 0869-93-2333 FAX : 0869-93-2749

第4条 大会組織委員会および競技役員

公式通知で示す。

第7条 公式通知に関する規定

本規則書に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則書に生じた必要指示事項は公式通知によって示される。

公式通知は

1. ドライバー・エントラントに送信される。
2. サーキットに設置する公式掲示板に掲出される。
4. ドライバーズブリーフィングで指示される。
5. 緊急の場合は場内放送で伝達される。

以上の方法によって参加者に通知される。

第8条 損害の補償

1. 参加者は参加車両およびその付属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。
2. エントラント、ドライバー、ピットクルー要員はコースの所有者、オーガナイザーおよび大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されている事を理解しなければならない。

第9条 延期、中止または取止めおよび変更に関する事項

「JAFカート競技会組織に関する規則」第6条に基づき、オーガナイザーは、大会審査委員会の承認を得て大会の一部あるいは全部を延期、中止、取止めることができる。イベントの全部を中止あるいは24時間以上延期する場合はエントリー・フィーは全額返還される。ただし、保険金は返還されない。さらに、エントラントおよびドライバーは、これによって生じた損失についてオーガナイザーに抗議する権利を保有しない。なお、主催者は大会審査委員会の承認を得てイベントの内容を変更する権限をあわせて保有するものとする。これに対する抗議は認めない。

第2章 競技参加に関する事項

第1条 エントリーの受付

エントリー期間： 大会開催日の30日前から10日前迄（厳守）

エントリー方法： 大会事務局へ郵送もしくは持参

尚 FAX での申込みも行います

FAX 0869-93-2749

第2条 エントリーフィー及び保険料

1. エントリーフィー（3を除く全クラス） 12,000円

（ドライバー、ピット1名保険料及び消費税含む ピット追加1名2,000円）

2. 締め切り後（当日エントリー含む）は、上記の費用にプラス2,000円とする。

3. ビギナーオープンクラスエントリーフィー 8,000円

（ドライバー、ピット1名保険料及び消費税含む ピット追加1名2,000円）

第3条 エントリー資格

1) 参加資格（ドライバー）

1. JAF カートライセンス、SL ライセンス

中山サーキットライセンスいずれか所持者

第4条 エントリーの受理と拒否

1) 参加申込の受付締切後に参加受理または拒否の通知書を発送する。

2) 参加を拒否された参加者に対しては参加料及び保険料は返還する。

3) 一旦正式に受理された参加料及び保険料は一切返還しない。

4) 主催者は参加者に対してその理由を明らかにすることなく申込を拒否、または無効とする権限を有する。

5) 参加申込の受付締切後に参加受理の通知書が郵送等の不備で届かない場合は、レース当日午前7時から8時受付に来てその旨を伝えること。

第5条 参加車両

競技に使用するシャーシ、エンジン、及びタイヤは、車両申告書に登録済みのもののみとする。

登録できる個数は下記の通りとする。

全クラス：フレーム1台、エンジン1基、タイヤ各1セット（ドライ・ウエット）

第3章 競技に関する規則

第1条 車両検査

1. 「JAF 国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定第3章に基き、車両検査が行われる。ドライバーは公式車検に立ち会わなければならない。その際服装に関して「JAF 国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定第3章第11、12条において、技術委員の検査を受けなければならない。規則に不都合な部分がありなが

らも、なお技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。

2.車両検査の日時および場所は公式通知にて知らせる。

3.「JAF 国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第8章第31、32条に基き計量が行われる。

4.ヒート終了時には「国内カート競技車両規則」に定める必備の部品が備わっているものとする。

第2条 自動計測器

1. オーガナイザーが自動計測装置(トランスポンダー)を用意している場合、参加者は出走時にこの装置を車両に取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合は、当該車両及びドライバーは出走を認められない。

2. 自動計測装置(トランスポンダー)の配布は、公式車検時に行う。

第3条 公式練習

「JAF 国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第6章第23条に基き公式練習を行う。ただし、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認める。また、公式練習はダミーグリッドに整列し、コースインとする。出走順については特に定めないものとする。

第4条 タイムトライアル

全クラスにおいて参加ドライバーは、タイムトライアルに参加しなければならない。

参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、決勝ヒートは最後尾スタートとなる。

タイムトライアルは以下の方法で行う。なお計測開始前に停止しても再トライする事はできない。

《10分計測》

10分間のタイムアタック時間を設け、その時間内のベストラップを採用する。

ドライバーは時間内にコースインする事はできるが、一度ピットインすると再出走することはできない。

また、ベストラップが同タイムの場合は当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用する。更に同タイムとなった場合もこれに準ずる。

※その他の方法で行う場合は公式通知にて発表する。

第5条 決勝ヒート

決勝周回数については大会ごとに公式通知にて発表する。

第6条 競技の方法

レース方式は各クラス以下とする。

公式練習→TT(10分計測)→予選ヒート→決勝ヒート

(台数の関係で予選を2ヒートする場合があります。)

第7条 スタート

スタートまでの進行は以下の通りを行う

1. ドライバーはカートスタンドにカートに乗せた状態でエンジンを停止しスターティンググリッドに並べる。

2. グリーンフラッグが振られ次第ローリングを開始する。

3. スタートの合図は灯火信号によって行う。

4. ローリング中は、2列の隊列で低速走行し、スタートラインへ向かう。スタートライ

ン2.5m手前に引かれたイエローラインを越えるまでは加速してはならない。

5. 競技長は、隊列が整いイエローライン前に加速をしていないと判断した場合、赤信号を消灯してスタートの合図を行う。

ローリング中のイエローライン前での加速に問題がある場合、競技長はローリングを更に1周行われることを合図するために赤信号の灯火を続ける(消灯しない)。

6. スタートの合図(信号の消灯)が行われたら、後続の車両はイエローラインおよびスタートラインを越えていなくても、車線変更を行ってもよい。

第8条 その他

1. 原則としてビギナーオープンクラスは、表彰は、行いません
上記以外の競技に関する規則は JAFの規則に準じる。

第4章 エンジンおよびカートに関する事項

第1条 車両規則 別紙①参考

第2条 競技ナンバー

競技ナンバーは原則として選手が用意する。 ベース黄色、黒文字

第3条 燃料

1. レースに使用するガソリンは、サーキット内のスタンド販売の無鉛ハイオクを指定します。オイルは CIK 公認オイルを使用すること。
2. レース終了後に上位4台のガソリン検査を行う場合があります。検査の結果添加剤等が混入されていたと判断された場合は失格とします。

第5条 車載カメラ

フロントパネルのゼッケンより下側で。手が触れない所に固定することゼッケン・車輛の乗降・運転に差し支えないところカメラを搭載しない時は金具も外すこと 走行中に脱落しないように設置すること走行中に、カメラに触れてはいけない

第5章 成績および賞典に関する事項

第1条 開催当日の賞典

- 1 参加台数に応じて上位入賞者に対して盾又はトロフィー及び副賞が授与される
- 2 参加台数による章典の対象

| | | | |
|------------|----|------------|----|
| 4台以下 | 1位 | 17台以上20台以下 | 5位 |
| 5台以上 8台以下 | 2位 | 21台以上24台以下 | 6位 |
| 9台以上12台以下 | 3位 | 25台以上30台以下 | 7位 |
| 13台以上16台以下 | 4位 | 30台以上 | 8位 |

第2条 シリーズの賞典

- 1 シリーズ賞典対称クラス

開催数が3分の2以上なければシリーズとして成立しない。

- 2 シリーズポイント

シリーズポイントは決勝ヒートの順位に応じて下記の通り与えられる。

| | | |
|---------|--------|---------|
| 1位・・・15 | 5位・・・6 | 8位・・・3 |
| 2位・・・12 | 6位・・・5 | 9位・・・2 |
| 3位・・・10 | 7位・・・4 | 10位・・・1 |
| 4位・・・8 | | |

- 3 シリーズの有効ポイント

全戦の80% (4捨5入) の内 高ポイント合計

- 1) 同ポイントの場合は上位入賞回数の多い者を優先する。更に同順位の場合最終レースの結果で決定する。

第3条 各シリーズ賞典対称

- 1) 1～3位に対し認定書が授与される。

第6章 その他の事項

本書の解釈又本書に記載ない項目についてはJ A F 規則書に基づき競技役員の判断においてなされる。